

横浜市駐車場条例 適用判定シート

(建築物の新築等において駐車場附置義務の適用外になる場合は、建築確認申請書に添付してください。)

1 建築物の計画内容 (小数点以下第3位切捨て)

部分 の 床 面 積	特 定 用 途	百貨店その他の店舗	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・①
		事務所	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・②
		倉庫又は工場	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・③
		その他の特定用途	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・④
	非特定用途		m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑤
	共同住宅等		m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑥
	共用部分		m ²	・・・⑦	
	駐車場及び駐輪場		m ²		
①～⑥の合計			m ²	・・・⑧ (駐車場及び駐輪場の部分を除く。)	
建築物の延べ面積 (⑧－⑥)			m ²	・・・⑨ (駐車場、駐輪場及び共同住宅等の部分を除く。)	

※共同住宅等とは、共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿のことをいいます。

※上表中の各特定用途及び非特定用途に、駐車場、駐輪場及び共同住宅等は含みません。

2 適用対象面積の算定

建築物の延べ面積 (⑨)	m ²	－	非特定用途の床面積 (⑤)	m ²	=	特定用途の床面積 m ² ・・・⑩
特定用途の床面積 (⑩)	m ²	－	事務所、工場又は倉庫の床面積 (②+③)	m ²	=	特定用途 (事務所等を除く) の床面積 m ² ・・・⑪

3 駐車場附置義務の適用・非適用の判定 ※該当する□にチェック

☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内の場合

☐ 乗用車 (第4条)

→⑩' が 2,000 m²を超える場合は適用 ⇒判定結果 (☐ 適用 ☐ 非適用)

☐ 荷さばき車 (第4条の2) 【平成19年12月1日施行】

→⑩ が 3,000 m²を超える場合は適用 ⇒判定結果 (☐ 適用 ☐ 非適用)

※敷地面積 1,000 m²未満を除く。

☐ 自動二輪車 (第4条の3) 【平成19年12月1日施行】

→⑩' が 2,000 m²を超える場合は適用 ⇒判定結果 (☐ 適用 ☐ 非適用)

☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区内の場合

☐ 乗用車 (第4条)

→⑩ が 2,000 m²を超える場合は適用 ⇒判定結果 (☐ 適用 ☐ 非適用)

☐ 荷さばき車 (第4条の2) 【平成19年12月1日施行】

→⑩ が 3,000 m²を超える場合は適用 ⇒判定結果 (☐ 適用 ☐ 非適用)

※敷地面積 1,000 m²未満を除く。

⇒当該建築物は、駐車場附置義務の適用が (☐ あります ☐ ありません)